

意見書案第 37 号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 23 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 佐 藤 弘  
草 川 肇  
浜 奥 修 利  
嘉 田 修 平

## 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

近年、女性の就業者数が増加し、社会進出が進む中で、結婚後も仕事を続ける女性が大半を占めている。しかし、現行の民法第 750 条に基づく夫婦同姓制度により、結婚した女性の約 96%が姓を変更せざるを得ない状況に置かれている。

さらに、結婚前の姓を使用しようとする場合にも、生活や職場において一定の困難が伴う。この改姓は、これまで築き上げた社会的信用や実績に影響を与えるだけでなく、晩婚化が進む現代社会において、社会的不利益や精神的苦痛をもたらす要因にもなっている。

現代では、平均初婚年齢が 30 歳前後に達し、結婚前に築いた社会的信用や資産を基盤に生活する男女が増加している。そのため、結婚後に姓を変更することが不都合を招く事例が増え、個人のアイデンティティーに深刻な影響を及ぼすケースも少なくない。また、家族の在り方が多様化する社会において、選択的夫婦別姓制度は、夫婦が同姓または別姓を自由に選べる権利を保障し、個々の価値観やライフスタイルを尊重する社会の実現に寄与する重要な仕組みである。この制度を導入することで、自分らしい生き方を選択しやすくなり、未来世代にとっても時代にふさわしい社会となることが期待される。

選択的夫婦別姓制度については、平成 3 年から法務省法制審議会で議論が開始され、平成 8 年には民法の一部を改正する法律案要綱が答申された。その後、政府は平成 8 年及び平成 22 年に改正法案を準備したが、国民の意見が分かれたことから、いずれも国会への提出には至らなかった。

政府は旧姓の通称使用を拡大する取組を進めているが、通称使用には、ダブルネームを使い分ける手間や、識別ミスリスクといった課題が指摘されている。これに対し、日本経済団体連合会は令和 6 年 6 月 18 日、「選択肢のある社会の実現を目指して」と題する提言書を提出し、選択的夫婦別姓制度の早期実現を強く求めた。

しかしながら、夫婦同姓が社会的に定着していることは留意すべき事実である。特に、夫婦が異なる姓を名のることで、子どもにどのような影響が生じるかについては、入念に調査する必要がある。

仮に、いじめなどが起こり得るならば、制度導入のために個性や違いを尊重する教育などの環境整備も必要と考えられる。

よって、国及び政府においては、選択的夫婦別姓制度導入による影響について検討を進めた上で、立法府の責任の下、選択的夫婦別姓制度を女性活躍の推進、男女平等及び男女共同参画に必要な制度として認め、多様な生き方ができる社会の実現に向け、選択的夫婦別姓制度導入に必要な法改正を行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 23 日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
文部科学大臣  
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）  
衆議院議長  
参議院議長       あて